

消費税確定申告書の提出は3月31日まで

◎個人事業者の方の消費税の確定申告が始まります

平成元年中の課税売上高が3千万円を超える事業者の方は、平成4年3月31日までに平成3年分の「消費税確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出し、その消費税額を納付してください。

なお「消費税確定申告書」には簡易課税用と一般用の2種類があります。

①平成元年中の課税売上高が5億円以下の課税事業者で、

「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方は、「消費税確定申告書(簡易課税用)」を提出してください。

②①以外の方は「消費税確定申告書(一般用)」を提出してください。

◎所得税および消費税の納税は振替納税です。



今月の納税

固定資産税(4期分)、国保税(6期分)

納期限は2月末日です
市税は納期内に納付しましょう

※口座振替をご利用の方は引き落とし不能にならないように納期限前に口座の残金をお確かめください

◎還付金の受け取りは□座振り込みで

申告により、税金が還付される方は、還付金額の多少にかかわらず銀行など金融機関の預金口座への振り込みを利用できます。

預金口座への振り込みを希望される方は、申告下部の

「還付される税金の受取場所」欄へ、振り込み先の金融機関名、預金の種類、口座番号を必ず記入してください。ただし、指定される預金口座は申告した本人名義のものに限りません。

※詳しいことのお問い合わせは、南国税務署総務課(083-215)までお気軽に。

課税台帳の縦覧

■とき 3月2日㈪～21日㈯

■ところ 市役所税務課資産

【保健課】

■縦覧できる方 本人および

資産の所有者(法人にあっては会社の社長)から縦覧の委任を受けた方(いずれも身分証明する物および認印、委任状をお持ちください)

※日曜、祭日、土曜閉庁(第2土曜日)の日は受け付けていませんのでご注意ください。

【税務課資産税係】

農用地から除外の手続きについて

農用地の指定を受けている地

2月曜日)の日は受け付けていませんのでご注意ください。

【税務課資産税係】

南国市では、農地によって農用地の指定を受けている地域があります。

この地域では、農地から除外する場合、農用地から除外をし、農地転用の手続きとなります。

受けた方は、老人医療の該当となります。
障害年金証書、身体障害者手帳などの障害の程度を證明するものと医療保険証、印鑑を持って、保健課給付係で手続きをしてください。

【保健課】

老人医療受給手続きを

この手続きは、3月31日と9月30日の年2回申請をとりまとめ審査をし許可となるまで半年以上かかります。

大正11年1月生まれの方は、

今後、農地転用の予定のある方は農用地の指定の有無を確認の上、早めに手続きをお願いします。

今月から「老人医療受給資格」ができました。また、65歳以上で身体障害者手帳の1級から3級まで、聴覚・言語・下肢障害の場合は一部4級までと同程度の障害の認定を

【産業経済課農林振興係】

5